

ハッ場ダム住民訴訟通信-80

2012年7月30日発行

茨城県「ハッ場ダム継続妥当」に不同意。法的根拠も認めず。

7月11日、茨城共同運動と県の担当部局との話し合いがもたれました。席上、茨城県の水問題を考える市民連絡会は「ハッ場ダム検証」に関して次のように問いました。(要約)
イ) 昨年の検証検討の場に関東地整は事業費の増額と工期3年の延長を持ちだし、茨城県をはじめすべての都県が拒否したのは了解した。

ロ) 本年4月、関東地整は再び工期延長と183億円の増額を発表したが、検証検討の場で都県が同意したと思っているからではないか。

ハ) 治水検証の基本データである治水安全度1/70~1/80、目標流量17,000m³/秒は、政策としてオーサライズされていないのではないか。法的根拠はないのではないか。

これに対し県の担当者は次のように答えました。(要約)

① 茨城県はハッ場ダム検証検討そのものに同意していない。

② 従って検証結果＝「ハッ場ダムは継続が妥当」についても同意はしていない。

③ 治水検討の基本データ、治水安全度1/70~1/80、目標流量17,000m³/秒も、検証のために仮定したものであり「法的根拠」はない。

※ 治水安全度1/70~1/80とは70~80年に1度の洪水。目標流量は左記洪水において、洪水基準点の八斗島上流にダムなどの洪水調節施設がない場合の流量。

都県が不同意なら「ハッ場ダムの検証検討」は成立しない。これが道理です。

私たちは県当局の回答を重大発言と受け止め、後日担当者に電話で確認したところ「県の公式見解と受けとめて良い」との回答を得ました。さらに他都県の状況を調べますと、千葉県、栃木県も「不同意」であることを確認。どうやら都県はすべて「不同意」のまま検証検討されたものと思われまます。

茨城県の担当者は「検討の場は、意見は言えない。質問しても答えない。あれは国が勝手にやっていることだ」と怒りを込めて語り、また「継続が妥当との結論には同意したのではないか」の問いには、「同意していない。同意を求められてもいない」と断じました。

私たちは大真面目にハッ場ダムの検証検討の場は「ダム事業者によるダム事業者のためのもの」と追及してきました。でも、当事者の一方（都県側）が検証検討そのものに同意していないのなら、追及するまでもなく「ハッ場ダムの検証」は成立せず、「継続が妥当」の結論は出る筈のないものです。

法的根拠のないデータを基に出された「継続が妥当」は無効。これも道理です。

行政の行う行為はすべて法律に基づいたものでなければなりません。国と都県という行政同士の検討の場で、法的根拠のない治水安全度、目標流量をもとに検証がなされ、「ハッ場ダムは継続が妥当」の結論を導き出した行為は断じて許されません。「すべて無効」と主張するのが県の立場であり、すべてを白紙に戻すのが国の責任です。

この国は法治国家なのか。ハッ場ダムの検証は民主主義の破綻を露呈しました。

※ 治水安全度、目標流量の違法性は前号で詳しく述べています。ご参照ください。

この国民を愚弄した行為を、何故、新聞やTVは報じないのか。

関東地方整備局は都県の同意もないまま、しかも法的根拠のないデータで検証検討を進め、「八ッ場ダムは継続が妥当」と国土交通省に報告しました。国交省から意見を聞かれた有識者会議は「検証結果報告は中間とりまとめに則っているから継続が妥当」と前田国交大臣へ報告。前田大臣にいたっては報告を受けたその日に現地入りし万歳三唱を受けてしまいました。これ程にことを急いだのは、実際は成立しない「検証検討」と「八ッ場ダムは継続が妥当」という虚偽を、既成事実化してしまう“権力による集団詐欺行為”だったのです。

私たちは問いたい。国交省には「受益都県の同意を得ずに『八ッ場ダムは継続が妥当』としたのは検証検討作業の無視ではないか」と。マスコミには「すべてを知る立場にありながら、何故この事実を報じなかったのか」と。

いずれ来る事業費増額と工期延長＝基本計画変更茨城県はどう答える。

八ッ場ダムの事業費の増額や工期の延長は基本計画の変更にあたり、関係都県に意見を求めることになっています。その時、各都県はどう答えるのか。事業費の増額は既に使ってしまった費用の穴埋めです。工期延長はどうしても八ッ場ダムが欲しければ避けられません。検証検討の場では各都県は強硬に突っぱねたようですが、これはポーズだけ。いったんは拒否して次に手打ちする。これまでの経緯が示しています。

1986年：八ッ場ダム基本計画＝完成年度2000年。事業費2,110億円。

2001年：完成年度を2010年に延長。

2004年：事業費を4,600億円に増額。1都5県は「これ以上完成年度が延びると、完成時には必要なくなっている恐れがある…」と回答に要望書を添える。

2006年：完成年度を2015年に延長。1都5県抗議すらせず。

2012年4月：八ッ場ダムは継続が妥当の検証報告を受け、関東地整は事業費を4,783億円に、完成年度を2018年に変更すると発表。都県は一斉に反発。関東地整は「改めて精査した上でお示しする」と語る。

多分いまごろは落としどころを探り、手打ちのシナリオを描いていることでしょう。

でも、検証検討結果に同意していない茨城県は「NO」と言うのが筋です。

私たちは利根川水系河川整備計画のゼロからの策定を求め国と県の暴走に楔を打ちます。

主なお知らせ

■先に提出した県知事宛ての要望書に回答がでました。その回答に前述の八ッ場ダム検証に対する県の公式見解を踏まえて7月27日「公開質問書」を提出しました。(詳細は別紙)

■第2回東京裁判の口頭弁論は8月7日(火)午後1時より東京高裁で行われます。

今回は、嶋津暉之さん、関良基(拓殖大学准教授)さんが証言します。是非傍聴してください。

八ッ場ダム裁判控訴審進行協議 日時：9月4日(火)午後3時30分 場所：東京高等裁判所
地下鉄千代田線「霞が関」 集合：1階ロビー、午後3時15分までお待ちします。

八ッ場ダムをストップさせる茨城の会 代表：近藤欣子 濱田篤信 柏村忠志

事務局：神原禮二 〒302-0023 取手市白山1-8-5 携帯：090-4527-7768